

平成 27 年

社会文教常任委員会会議録

平成 27 年 12 月 14 日

田上町議会

平成27年第5回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成27年12月14日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 3番 | 小嶋謙一君 | 11番 | 池井豊君 |
| 7番 | 浅野一志君 | 12番 | 関根一義君 |
| 9番 | 川崎昭夫君 | 14番 | 小池真一郎君 |
| 10番 | 松原良彦君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 議長 皆川忠志君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|------|-----------------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 保健福祉課長 | 吉澤深雪 |
| 副町長 | 小日向至 | 会計管理者 | 吉澤宏 |
| 教育長 | 丸山敬 | 教育委員会
事務局 局長 | 福井明 |
| 町民課長 | 鈴木和弘 | | |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 中野幸作
- 書記 渡辺真夜子
- 8 傍聴人
- なし
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第46号 指定金融機関の設置について
- 議案第48号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第49号 田上町入湯税条例の一部改正について
- 議案第50号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中
第1表 歳出の内

2 款 総務費（1 項 5 目、3 項）

3 款 民生費

4 款 衛生費

1 0 款 教育費

議案第 5 1 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について

議案第 5 2 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について

請願第 4 号 骨髄バンク・ドナーの骨髄提供時の支援助成制度導入に関する請願について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、これから始めたいと思います。

予定した皆さんの顔ぶれがお見えになっておりますので、定刻より少し早いのでございますが、これから社会文教常任委員会付託案件審査を始めたいと思います。

はじめに、私のほうから少し挨拶させていただきます。今日は、大変天気がよく、行動するのによい天気になりましたけれども、去年の今ごろは12月初めの大雪がございまして、真っ白になっていたような状態がございました。それから見ると、今年はや暖冬ということで大変喜ばしいことだと思っております。

また、今日は新聞は休刊日でございましたけれども、テレビなどを見ますとスポーツ界、大変よい成績が出ております。フィギュアスケート、それからスキージャンプ、それから卓球、こういうところのスポーツが若い人たちが大変活躍しております。私たち高齢者ももっと頑張っていきたいと思っております。

それから、もう一つでございますが、私、総務産経というか、産業振興課でございませぬので、皆さんに共有ということで田上町の農家の実情を少しだけお話しさせていただきます。それは、果物の関係なのですけれども、ルレクチェが大変な病気にかかりまして、加茂市のほうでは一部農家は全滅、そんなことで、今までに食べられた人は幸運なほうで、もう民間、これから買って食べるといってもほとんど腐ってしまして、大変なことになっております。加茂市農家なんていうのはJAとか、それから郵便局とかに正月のご贈答用の梨を出していたわけですけれども、それを田上のほうに振り替えて出してくれないかというようなことも、なかなか大変な状況になっております。そういうことも踏まえて、農家の皆さんが大変困っているようなことの話が出ましたら、皆さんもご協力いただきたいと思います。

以上でございます。

それでは、町長からご挨拶をお願いいたします。座らせていただきます。

町長（佐藤邦義君） 改めておはようございます。本会議、大変ご苦労さまでございました。今ほどの委員長さんのお話で、ルレクチェがなくなったというのを、私も実はお願いしているところはほとんどだめがございまして、白根のほうはいいというような話でございましたが、あえてルレクチェの話をしました。実はふるさと納税、やっぱりルレクチェが一番多いのです、田上町に対しても。返礼品といひましようか、ルレクチェ多いわけでありますので、もうそろそろ終わりですが、圧倒的

にルレクチェが多いので、来年はそういうことのないように、ぜひ農家の人たちも十分に注意して作ってもらえればと思っているところであります。

また、本会議で今日社会文教常任委員会のほうにお願いした案件は6件と、それから、請願1件でございますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、土曜日は竹の友幼稚園のお楽しみ会でございました。いつでもそうですが、大変参加者というか、ご父兄の方が多くて、もう入り切れないぐらいの盛況でございましたが、子どもたちもいろいろ練習をしたり、あるいは外国人の先生による英語の指導が大変よくて、子どもさんも父兄も張り切っていたようでございました。これからもまた幼児教育をしっかりしていかなければいけないというふうに感じたところでございました。お知らせしておきます。

よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。本委員会に付託されました案件は、議案第46号 指定金融機関の設置について、議案第48号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、議案第49号 田上町入湯税条例の一部改正について、議案第50号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費1項5目、3項、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、議案第51号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第52号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定についてであります。

これより議事に入ります。議案第46号を議題といたします。執行の説明をお願いいたします。

会計管理者（吉澤 宏君） 議案第46号の指定金融機関の設置でございます。28年の2月9日に加茂信金との指定金融機関の契約が切れますので、今度は協栄信用組合に指定金をお願いしたいというものでございます。

協栄の概要を少し説明させていただきますと、預金額が1,411億5,300万円でございます。貸出金が647億5,500万円でございます。貸出率が46%でございます。加茂信金は43.8%で、加茂信金の約倍の預金高と貸出金を持っております。役職員数は167名でございます。店舗数ですと16店舗でございます。26年度の決算でございますけれども、収益は純利益で1億2,000万円を上げてございます。ここが一番重要なのでございますけれども、自己資本比率、要は金融機関の健全性を示すものでございますけれども、16.15%になってございまして、国内基準が4%でございますの

で、それを上回ってございますので、健全性もキープされてございます。並びに地方自治法の趣旨から申し上げますと、住民の利便性を考慮して、田上の地区内にある金融機関を指定金と指定するのが適当であるというふうな解釈でございますので、これもクリアしてございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

それでは、しばらくにしてないようでございますので、議案第46号に対する質疑は終了します。

次に、議案第48号、49号を一括議題といたします。執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） 改めましておはようございます。それでは、よろしく願います。

議案書の9ページになります。議案第48号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正ということでございますが、こちらにつきましては実は今年の5月、第2回の臨時議会におきまして税条例の関係につきましては平成27年3月31日付けで専決処分のほうお願いしたのですが、その中で一部まだ施行前の部分、特に番号法に関係する部分でございますが、国のほうから一部また改正がありましたので、その部分を改正をお願いしたいといった内容でございます。

内容でございますが、10ページの次の資料ナンバー1、お願いできませんでしょうか。旧の第1条の関係、第2条第3号中という部分、これを削除になってございますが、当初はこちらの内容につきましては納付書関係につきましても個人番号、法人番号を明記するよとということで当初資料、そういうことで国のほうから改正が出てきておったわけですけれども、その後、国のほうでこの部分については原則記載をしないということで改正がされましたので、町の条例についてもあわせて改正をお願いするものでございます。

それ以降につきましては、その部分が削除されたことに伴いまして、法人番号関係につきましてそれぞれ定義を新たに追加しているといった内容でございます。

税条例等の一部を改正する条例の一部改正の内容については以上でございます。

続きまして、議案書の11ページになります。議案第49号 田上町入湯税条例の一部改正、こちらにつきましても番号法の関係でございますが、その関係で一部修正

等がございました。字句等を修正するといった内容でございます。

説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

ただいま説明のありました、これより48号の案件について質疑に入りたいと思います。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） この税条例、48号からちょっと外れるのですけれども、マイナンバー全般についての質問したいのですけれども、よろしいでしょうか。

社会文教常任委員長（松原良彦君） はい、どうぞ。

11番（池井 豊君） 現況としてマイナンバーの配布状況がどのようになっているか、今配達し終わっているか、何%かという状況と。

それから、いろんなマスコミ報道で、不在者のところにマイナンバーの通知がいて、それが郵便局に戻って、それからまたしばらくすると役場に戻ってということで、手元に届かない、配達したけれども、手元に届いていないという人が問題になっているというふうな話もありますし、今私の近所でも郵便局から役場に、土日にとりに行こうと思ったけれども、どうしたらいいのだなんていう人もいますけれども、そういうふうな配布状況と、まだ到達していない人と、そこら辺の状況どうなっているのか、全体ちょっと報告お願いします。

町民課長（鈴木和弘君） 実は、補正の部分とちょっと関係するので、補正のところで説明をさせてもらおうと思っていたのですが、どうせ一緒ですので。

12月7日にとりあえず郵便局のほうの発送は終わったということで、こちらのほうに戻ってきました。配達が完了したのは4,005世帯です。

それから、今池井議員がおっしゃったように、郵便局は配達をしたのですけれども、不在通知とか入れたのですけれども、それでも郵便局にとりに来られなかった方が105世帯。

それで、ちょっと紛らわしいのですけれども、田上町は11月11日ごろに発送、羽生田郵便局のほうに来て、発送を進めたのですけれども、今回のこの通知カードについては郵便局に転送していたものについては郵便局はそちらには送りませんで、転送届が出て、こちらに戻ってきた、役場に即戻ってきたのは48。この48については、普通郵便であれば転送されますので、そういう形で窓口に取り取りに来られた方は、その48のうち33。ですので、16残っているのです、委員会始まる前、議会の前で、議会始まるころ120という、先ほど言った105と、さっき言った48とか33なので

117か8ぐらい、今役場にありますが、残って。要するにとりに来られていないというのは役場のほうにあります。

うちのほうでは、基本的には郵便局さんでなく、こっちに来ていますから、不在通知が入っていれば郵便局、郵便局でなければ役場ということで、そういうことで先週あたり連絡はいただいておりますので、うちとしては今ホームページに情報は載せてあります。既に役場のほうに戻ってきておりますので、手元に届いていないようであれば、こちらのほうにとりに来ていただけませんかということでホームページのほうに今情報としては載せてあります。今現在はそういう状況です。

11番（池井 豊君） 聞きたいのは、土日対応というのはどうなっていますか。土日しか動けない。

町民課長（鈴木和弘君） 今のところは考えていません。

11番（池井 豊君） 土日しか休みない人、どうするの。

町民課長（鈴木和弘君） その状況によってちょっと考えようかなと思って、今の段階ではまだそういう部分は考えていなくて、平日対応のみで考えております。

11番（池井 豊君） わかりました。結構です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにございませんでしょうか。

すみません。では、関連で私のほうからお願いしたいのですけれども、私のうちも家族6人分来たのですけれども、封筒が1枚しかないために、県外に行っている子どもの対応がなかなかできないのですけれども、そこら辺はどういうふうな関係で思っているのか、処理しているのか、そこら辺の対応策はどうなるのかというか、そこら辺ちょっと、わかりましたらお聞かせ願いたいのですけれども。

町民課長（鈴木和弘君） 今回は、あくまでも国のほうの事務、データは町のデータをやって、国のほうから全部一括してやっておりますので、恐らく国の考え方は、そこに住所があって、住んでいるという前提で、申請するのであれば皆さん一緒にということなので、うちのほうが複数入れてくれとか、そういう要望出したのではなく、国のほうで一律にやっています。全国どこでもそういう形で対応しているかと思えますので、今回希望される方、希望されない方が出てくるかと思えますけれども、それは今の状況で考えれば、後で個人で負担をするなりしてやるような形になるかと思えます。

ただ、この状況、国も始めたばかりで、まだ届いていないという全国的にも出ていますので、今後その辺はどうなっていくかというのはちょっとわかりませんが、今の段階では国としてはそういう考え方で動いております。

社会文教常任委員長（松原良彦君） はい、わかりました。

そのほかございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、議案第48号に対する質疑は終了します。

次に、ただいま説明のありました49号の案件について質疑に入ります。どなたか何かありませんでしょうか。関連みたいなところもございますが、同じようですから、ないでしょうか。

しばらくにしてないようですので、議案第49号に対する質疑は終了します。

次に、議案第50号を議題といたします。

これちょっと何人かに分かれていますので、執行の説明をお願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の22ページお願いをいたします。一般会計補正予算の歳出でございますが、2款総務費、1項5目の自治振興費、1節の報酬2万2,000円の追加をお願いするものでございますが、こちらにつきましては区長の報酬、これ世帯割の関係で区長さんに報酬、支払いをしているのですが、世帯数の見込みが当初より若干増えたということで不足が見込まれるので、増額をお願いするものでございます。

続きまして、23ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費74万8,000円、マイナンバーの関係の備品購入費ということでございますが、こちらにつきましては今ほど認知カードとかマイナンバー、例えば住所が変わったり、姓名で名前が変わったりした場合に、後ろに追記をするのですけれども、裏書きするのですが、それ専用のプリンターを購入をさせていただきたいということで、それが主な経費でございます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） では、引き続きまして24ページからになります。3款の民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費ということで2,088万6,000円の追加お願いのものでありますが、内容については説明欄にあるとおり、社会福祉総務ということで職員の時間外勤務手当48万9,000円お願いしてあります。これについては、事務員が1人、今年度春から産休に入りましたので、その対応の関係、次は生活困窮者等、困難事例等の対応関係でどうしても土日等の対応というようなことで追加をお願いするものであります。

引き続き、その下に繰出金ということで国保特別会計への繰出金ということでありますが、これは保険基盤安定に係る補正であります。

続いて、2目老人福祉費になります。59万1,000円の追加であります。委託料ということで介護予防サービスの計画策定の委託料ということで、これについては保健師が育児休暇で休んでおりますので、その対応としましてケアプランの作成を

外注関係に依頼するもので、不足分の追加をお願いするものであります。

以上であります。

教育委員会事務局長（福井 明君） おはようございます。25ページになります。2項児童福祉費、1日の児童福祉総務費で140万8,000円の追加をお願いをするものでございますが、説明欄のほうです。児童福祉総務費その他事業の4節共済費、それから7節の賃金につきましては、保育士が産後に育児休業を取得したことによりまして、代替の臨時保育士分の共済費及び賃金に不足が生じるために補正をお願いをするものでございます。

以上です。

町民課長（鈴木和弘君） では、続きまして4款衛生費、1項1目保健衛生総務費247万8,000円、国民健康保険特別会計繰出金ということで、これは財政安定化支援ということで普通交付税に算入をされている部分の金額の確定に伴いまして増額をお願いするものでございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） では、10款のほうに入ります。28ページになりますが、よろしくお願ひします。10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費でございますが、91万8,000円の追加をお願いをするものでございます。説明欄のところではありますが、19節負担金補助及び交付金の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、国の補助事業で基準額の3分の1の補助となっております。当初予算では、昨年11月実績で61名で予算計上をしておりましたけれども、本年度55名と、減少する見込みとなっております。しかしながら、今年度は国が低所得者世帯の保護者負担軽減としまして、4階層があるうちの第2階層の市町村民税非課税世帯に対します年額の補助金の単価を7万2,800円に上げ、27万2,000円にしたところとか、世帯の所得割税額が下位の階層が多くなったことなどから、不足が生じるため、補正をお願いをするものでございます。

次に、教育振興費その他事業につきましては、11節修繕料の追加をお願いをするものでございますが、羽生田の教員住宅に冬期間入居の予定があるため、これから入居の予定があるため、古くなったガス設備、それに水道設備などの修繕を行うため、補正をお願いをするものでございます。

続いて、3項中学校費、1目学校管理費でございます。55万円の追加をお願いをするものでございますが、説明欄のところでは田上中学校管理費でございますが、需用費の光熱水費の中で電気料につきましてはデマンド方式によります契約電力となっております。最大需要電力によって契約電力が決定されるということから、契

約電力のワット数が上昇したために使用料金が増加し、不足が生じる見込みとなったことから、補正をお願いをするものでございます。

次に、4項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、54万7,000円の追加をお願いをするものでございます。説明欄のところで生涯学習事業の50万円、職員手当等で時間外勤務手当についてであります。仮称地域交流会館を含む、道の駅の整備に係る作業で時間外勤務手当が不足をするため、50万円の追加補正をお願いをするものでございます。

続いて、学童保育事業の23節の放課後児童健全育成事業費等補助金返還につきましては、平成26年度の事業が確定したことに伴いまして、経費の補助金を返還をするものでございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 24ページ、民生費です。今説明があったとおり、保健師産休、育休のため時間外というような形と、介護予防サービス委託料、よそに出したという話になっているのですけれども、改めて今の産休、育休の保健師の状況、不足になっている状況の人数を報告していただきたいのと。

それから、保健師の臨時の募集をかけていると思うのですけれども、募集しても来ていない現状だと思うのですけれども、その現状、どのようになっているかというのと。それによって時間外が出ているわけですけれども、ほかの職員へのそういう時間外のしわ寄せがどの程度きているのかというところを詳細にちょっと教えてください。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 説明では、この時間外勤務手当については保健師の不足ではなくて、事務員の残業ということで説明いたしました。あくまでも事務員1人が産休に入りまして……

（何事か声あり）

保健福祉課長（吉澤深雪君） はい。事務員が産休になりまして、今欠員の状態でおります。事務が1人欠員の状態であります。それ以外に保健師の今現在の育児休暇であります。2人育児休暇……

（何事か声あり）

保健福祉課長（吉澤深雪君） その保健衛生と福祉、両方含めて2人が今欠員となって

おります。1人は、この3月まで育児休暇になっておりまして、もう一人は今年の11月から産休に入りました。まだ生まれていません。今月の予定であります。大体職員については、池井委員がおっしゃるとおりに募集をかけていますが、臨時職員ということではなかなか手を上げていただけないというのが現状であります。これは、何年来も抱えている課題でありまして、なかなか難しい、やはりある程度運がなければ難しいかと、そういうことでもあります。残った職員は、当然しわ寄せいっています。それはもう当然であります。それは時間外なり業務量なり、それぞれまた課内での協力体制で何とかやりくりをしていかざるを得ないという状況であります。説明は以上であります。

11番（池井 豊君） 少ない職員の中で、事務員が1人で、育休2人なんていう、非常に大変な状況だと思うのですけれども、それ例えば県のほうに紹介してくれとか、またほかの市町村に情報をあれしてくれとか、そういう対応で何とか職員、臨時でなく、私は何かのときに、本当は正規で1人増やせと言ったと思うのですけれども、そういう対応は何かできないものなののでしょうか。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 実は、保健所のほうにも打診はしているのですが、保健所も探しているような状況で、他の市町村もやはりこういう保健師の場合は、どうしても引っ張り合いでというようなことで、どちらにとっても大変なことでありまして、なかなか難しいかなというふうに思います。

以上であります。

11番（池井 豊君） そういう状況を町長、こういう非常に厳しい状況、またこれ逆に言えば産休、育休というのうれしい状況でもあるのですけれども、そういう世代でどうしても、保育士もそうなのかもしれませんけれども、こういう状況の中、改善策を長として何か考えていられるところあるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

町長（佐藤邦義君） 今ほど保健福祉課長が説明しましたように、何回も公募をしたりしておりますが、正式採用でありますと、相当応募の数はあるのですが、しかし臨時ではというところで、保健師の正式採用1名増加しようという話、いかんせん今のところはなかなか、財政状況の問題もありますが、今やりくりする中ではありますけれども、十分検討していかなければいけない問題だというふうには内部では話ししておりますので、とりあえず今のところはそういう形で進めてまいります。

11番（池井 豊君） 少子化対策やっているこういう状況でもございますので、保健の相談窓口に人がいないなんていうような状況では、少子化対策ちょっと何か手が抜

けているというか、そういう状況になりかねないので、私は臨時ではなくて、正規職員を採用し、こういう保健福祉の充実化を図るということを要望して質問終わります。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 委員長、補正予算とちょっとまた中身ではないのですけれども、教育委員会のほうで感染症の関係でちょっとお聞きしたい、年度末への時間外も出てくるかもしれないのでちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

社会文教常任委員長（松原良彦君） では、どうぞ聞いてください。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） すみません。一般補正とちょっとあれなのですけれども、今盛んにテレビ等で危機感を持っていると思うのですけれども、集団の感染症、特にノロウイルスなのですけれども、前のGⅡ4からGⅡ17型、そんなので大分猛威を振るうのではないかと懸念されているのですけれども、それに追加しておたふく、大分これもはやってくるのではないかとというようなことを今危機感持たれているかと思うのですけれども、大体その感染症とか、10名以上になると報告しなければならない義務があるかと思うのですけれども、今のところ騒いでいないみたいなので発生はないと感じるのですけれども、今後年度末に備えて、先ほどから時間外とか、いろいろ出てくるのですけれども、集団発生、大分あたりで100人以上の集団発生も出ていますけれども、その辺の対応、どのように考えるか、ちょっとお聞かせ願えれば幸いなのですが、よろしいでしょうか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 今ほどご質問のあった感染症のほうの関係につきまして、竹の友幼稚園につきましては報告義務は10人を超える場合になっているかと思えます。確かにノロウイルス、この冬場での話になりますけれども、これからやってくる。また、インフルエンザのほうの部分もこれからというふうな話になっていくのですが、今現在ノロ、インフルエンザとも10人未満で、かなり低い状況で推移をしていると思えます。ただ、これだけ暖かいですから、これからかなというふうな状況ではありますが、一応対策としては竹の友幼稚園についてはノロに関しては対策、マニュアルができておりますので、それにあわせて実施をしていると。したがって嘔吐、それから下痢というふうな状況が出た場合には、それなりの方策、マニュアルに沿って対応しているという状況になるかと思えますし、職員一人ひとりにもその辺十分周知はしておりますので、拡大しないような形で、できるだけ対応のほうをすることになっていると思えますので、今後発生するような事態が生じれば、そのマニュアルに従って実施をしていくと、そんなふうな考え方であ

ります。

以上です。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） ありがとうございます。

町長（佐藤邦義君） 訂正します。先ほどの池井委員の答弁で間違いがありました。一般事務は先般公募しましたが、一般事務には若干名のところ、二、三十人が応募しておりますけれども、保健師のほうは相変わらずほとんどないということでありますので、訂正しておきます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） はい、わかりました。

町長から少し訂正の発言がありましたけれども、ご了解ください。

そのほか、ございませんでしょうか。

11番（池井 豊君） 28ページ、10款教育費、生涯学習事業なのですが、これもまた忙しく、時間外なのですけれども、どのくらい苦勞されて、1カ月の残業時間どのくらいでこのくらいの補正になっているのか、ちょっとその時間がわかれば。というのは、佐藤係長やらが頑張っているのかもしれないけれども、過酷な労働状況を担って、体調を崩してしまわないかというところをちょっと危惧しているところなのですが、この時間外のためにそこまできつい状況になっているのか、どの程度の残業状況になっているのか、報告いただければと思います。

教育委員会事務局長（福井 明君） 今現在道の駅、それから例の要望のほうの関係もありまして、スケジュール的にはかなりタイトな時間になっております。また、中身を審査する内容についてもいろんな形で国、県のアドバイスをいただきながら修正をかけたり、それにあわせてしている状況でありまして、この山場が過ぎればある程度はよくなるのではないかなというふうには思うのですが、ただ実際これから事業を始める前段階での話でありますし、これから事業を進めていく中では、やっぱり厳しい状況も続いていくのかなというふうには思っています。それをカバーするためにも、ほかの職員にも残業は少し出ておりますが、私も含めましてここ2週間ぐらい大体10時ぐらいまでとか、11時近くまで仕事をしている状況であります。少し落ちつく状況は年内中かなと。その後には、また国の交付金の要望の関係の仕事も残っておりますので、その辺も含めて、残業ということで今回補正をお願いしたものであります。

11番（池井 豊君） 残業の補正は、別に問題ないのですけれども、皆さんの体のほう、心配なので、体調を崩さないようにしっかり労務管理されることをお願いして、質問終わります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 事務員の方、なかなか大変なご苦勞、この年度末にかけてやっているわけですが、リポビタミンDとか、何かしらそういうものも用意して、皆さんが風邪を引かないようにしていただきたいと思います。

3番（小嶋謙一君） では、私から一つ、小さい話なのですが、学童保育事業についてなのですが、この4万7,000円の内訳として、最後補助金返還金とありますけれども、金額は少ないと思うのですが、せっかくいただいた補助金、どの程度返還したのか、ちょっとここでわかりませんが、せっかくですので、少額でも何でもある程度そういうのを使い切るということはできなかったのですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 補助金返還になった経緯というのは、当初は予定で申請をしまして、それにあわせて補助金があるわけでありまして、最終的には26年度の実績が出た段階、その人数だとか、そういった部分を踏まえて、それにあわせて精算を行うということになっておりますので、この4万7,000円というのは精算後の金額でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3番（小嶋謙一君） はい、わかりました。

社会文教常任委員長（松原良彦君） その他何か質問ございませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、議案第50号に対する質疑は終了します。

次に、議案第51号、52号を一括議題といたします。執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、議案書30ページお願ひします。

議案第51号 平成27年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ6,650万円の追加をお願ひしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億350万円とする内容でございます。

内容につきましては、歳出のほうでは保険給付費のほうで今後の見込み等を増額をお願ひするものでございますし、歳入では医療費の関係に関する国、県のそれぞれの補助金の増額、繰入金につきましては先ほど一般会計で説明をいたしました保険基盤安定、それから財政安定化支援でそれぞれ額等の確定等に伴いまして増額をお願ひするものでございます。

それでは、議案書の35ページをお願ひいたします。歳入でございます。4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金2,000万円でございますが、歳出のほうで一般医療費の関係で療養給付費、高額等で6,400万円をお願ひするものでございますが、こちらは約32%入ってきますので、その金額になります。

続きまして、2項国庫補助金、1目財政調整交付金でございますが、580万円でございます。こちらにつきましては、医療費関係で9%相当ということでございます。

5款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金でございます。こちらにつきましては、退職者の医療費等の部分での交付をされるものでございますが、今回高額の金額を補正しておりますので、それに見合う分の歳入でございます。

6款県支出金、2項1目財政調整交付金でございます。580万円でございます。これを一般の医療費の関係についての県からの補助金、これも約9%ということでございます。

めくっていただきまして、10款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございますが、2,287万5,000円増額をお願いするものでございます。

1節、2節につきましては保険基盤安定の繰入金ということで、1節のほうは保険税を所得に応じて軽減をしておるわけですが、それに伴う分の増額でございます。保険者支援ということで、こちらにつきましてはそれぞれの市町村の低所得者等のものによりまして増額、県のほうから支援をいただくものでございます。

それから、5節の財政安定化支援事業費繰入金247万8,000円でございますが、こちらにつきましては普通交付税のほうでこちらの経費確定に伴いまして、不足する分を増額をお願いするものでございます。

続きまして、11款繰越金、1項1目繰越金265万1,000円をお願いするものでございます。この増額後、今現在で約2,820万円、まだ保留をしているところでございます。

12款諸収入、3項雑入、5目の返還金でございます。787万4,000円でございます。こちらにつきましては、国保連合会のほうから今までの積み立て分の金額について返還をするということで、今回計上をお願いするものでございます。

続きまして、37ページ、歳出でございます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、今回5,000万円ということでございます。今現在の見込みを見ますと不足が見込まれるということで、5,000万円を医療費の関係でお願いするものでございます。

続きまして、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1,400万円の増額をお願いするものでございます。先ほどの1目の療養給付費等の関係もございしますが、やはり高額に該当する方が増えると、先ほどの1目の利用者も増えるということでございます。今後の見込みを勘案しまして、増額をお願いするものでございます。

2目の退職被保険者等高額療養費200万円、これも同様に今後の見込みをみて不足分を増額をお願いするものでございます。

めくっていただきまして38ページ、5項葬祭諸費、1目の葬祭費50万円ござい

ます。こちらは国保加入者の方、お亡くなりますと、1件5万円ということで支給するのですが、今現在例年よりも少し件数が多いということで、今後の見込みを含めまして増額をお願いするものでございます。

国保は以上でございます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） それでは、続きまして議案第52号、訪問看護の特別会計補正予算（第1号）であります。議案書39ページからになります。

補正ということで歳入歳出それぞれ25万円を追加し、総額を4,015万円とするものであります。

内容としましては、ページめくりまして44ページ、45ページをお開きいただきたいと思っております。44ページであります。歳入でありまして、繰越金の受け入れであります。

45ページの歳出であります。総務費というようなことでありまして、歳出で、これも休日対応が必要な関係で、訪問看護事業の利用者が休日対応、祭日等が多かったものでありますので、その対応が必要な訪問看護の利用者が多かったということで、職員の時間外勤務手当の不足が見込まれるためにその追加をお願いするものであります。

説明は以上であります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、51号、52号とありますけれども、51号のほうから質疑に移りたいと思っております。

それでは、51号のほうに対する質疑をしたいと思います。誰か質問。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 国民健康保険特別会計についてちょっとお聞きしたいのですけれども、2点ほどお聞きいたします。

高額医療の増額ということでお伺いするものの中身なのですけれども、最近がんのほう、胃がんを抜いて、男性は大腸がんが第1位、女性は乳がんが第1位ということで、町のほうも施策としてミニドックとか、いろいろされて、そういうがんとか疾病とか何かのあれが発生する中で、毎年高額医療の対象者が増えているのではないかなと思うのですけれども、1点目は年間大体何人ぐらい、その高額医療対応をしておられるか、その辺のわかりましたら、ちょっとお聞かせ願いたいということと。

2番目に、これも70歳以上と70歳以下で、また年間の収入が300万円以下とか、高額900万、600万とか何か、いろいろ段階によって医療費の補助というか、そういうのは違ってくるのですけれども、70歳以上、低所得者は大体どのぐらいの自己負

担になるのか、高額の場合はどのくらいになるか、その辺もしわかりましたらお聞かせ願えれば幸いですけれども。

町民課長（鈴木和弘君） 1点目は、高額の件数はどの程度かということのご質問でございますが、月々大体115件から、多いときでは130件ということでそれぞれ該当していきまして、26年度では累計ですと、年間約1,582件の方が高額に該当するということとなっております。27年度、まだ途中ですけれども、今の見込みですと、ほぼ26年度と同じ程度の件数になるのではないかなということで見えております。ただ、その件数プラス医療費の状況によってはまた、昔ほど長期にわたって入院される方はいらっしゃりませんけれども、病気によってはやはり今川崎委員がおっしゃるとおり、がんの方も多いですし、心臓系の病気の方も多いのですが、月ではそんなに、1月、2月程度ですけど、やはり金額的にはかなり高くなってきているというのは、高度医療ではないのですけれども、診療されている部分もあるのかなというふうに思っています。

それから、高額の限度額でございます。医療費によって自己負担限度額がそれぞれ決まってくるわけですけれども、70歳以上ということでございますが、現役の所得並み、こちらにつきましては70歳以上ですと、外来も入ってくるのですけれども、まず外来で現役並みの所得のある方については約4万4,400円、通常の方であれば1万2,000円、あと所得によっては非課税世帯とか、そういう部分が出てくるのですけれども、それは8,000円、これは外来です。

それから、入院される場合は、さらにまた金額が変わってくるのですけれども、現役並みの所得のある方については、計算がちょっと難しいのですが、8万100円がベースになるわけですけれども、それからかかった医療費から26万7,000円を引いたものの1%、それが外来と入院のプラスした上限になります。年間で4回以上になると、4回目からは4万4,400円という金額になってきます。

それから、一般ですと、外来に行けば4万4,400円、低所得者の方は所得によりまして、2万4,600円から1万5,000円ということで、それぞれ段階に応じて限度額は決まっております。

以上です。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） ありがとうございます。

11番（池井 豊君） 今のところなのですけれども、高額療養費はわかりました。

それで、療養費のほうで5,000万円という中で、では療養費のこの増加の理由をもうちょっと詳細にお聞きしていいですか。

町民課長（鈴木和弘君） 高額というのは、自己負担が飛び越えたら高額療養費。その前段では当然医療費ということでかかっていますので、連動するみたいなイメージになります。高額の人が該当するということになって、大もとの保険者負担は7割負担ですから、それも当然上がるという形になります。

今の状況を見ますと、これも同じように年間の件数があるのですけれども、一月、多いと4,500件、少ないと4,200件という、それぞれその月によってばらつきがあるのですけれども、26年度ですと、トータルで5万2,900件、約5万3,000件ぐらいの件数、それは医療機関にかかった件数なののですけれども、27年度の今の状況ですと約5万4,000件ということなので、件数が昨年から増えてきているのが現状です。金額的には、昨年少し特殊な医療行為というか、そういうものもあったりしているのですけれども、額的にはそうでもないのです。昨年から見ると、件数が少し増えてきているような状況になります。

以上です。

11番（池井 豊君） すみません。それ以外分析できていないかもしれないのですけれども、その要因というのは何になるのでしょうか。言われると俺もかかっているなんて思っているのですけれども、要因というのは何か分析できていますか。

町民課長（鈴木和弘君） 高額は……

11番（池井 豊君） 高額はわかった。

町民課長（鈴木和弘君） いやいや、高額は当然額が増えるということですから、分析はできます。ただ、外来にかかったりなんかする部分、通常の部分は原因はどうかと言われても、正直言うとわからないというのが現状です。当然事前に医者にかからないように、早期治療する方で、早目に行く方もいらっしゃると思いますから、この件数が一概に、では多いか少ないか、どの程度の分析になるかというのはなかなか正直言うと、年間でどうかという分析で、ただ件数が多いからイコール医療費が上がるかという部分でもない部分もありますので、その辺はなかなか正直言って分析は難しいと思います。

11番（池井 豊君） と言われてもできれば、難しいのでしょうけれども、私とて今年ズメバチに刺されて医者、3カ所かかったり、そういう経験からいったり、腹が痛くて医者、何軒も行ったりしましたけれども、やっぱり医療費抑制のために、ある程度の分析をして、例えば最近風邪ぎみになったら早期にかかるような人が増えてきたというのだったら、風邪対策の何か事業をやるとか、また整形的な何かがあるのだったら、それこそその予防のための何か事業を起こすとか、ちょっと聞いて、

数字が余りにもはっきりなっているので、びっくりしたところなのですけれども、ぜひ分析して、その対策事業を展開するようにお願いしたいと思っておりますが、そういうことで可能かどうかだけ聞かせてください。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 町民課長、その辺もう少し詳しく、わかるような、考えられるようなことがございましたらお願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） 先ほど申し上げたように、なかなか難しい部分もあります。ただ、今池井委員がおっしゃる部分で、その月その月でどういう部分が、レセプトという部分になると、医者から出る請求書、請求書と言ったら言葉悪い。そこで主要な病名しか出ていない部分があるので、今月では何でかかったかというのは正直言って難しい部分があるので、その辺また個々の運協委員の中には先生もいらっしゃっていますので、その辺もう少し、以前ですと、医療費が上がったり下がったりするというのは、一番現場を承知されている先生のほうから一応その場でいろいろお話も実は聞いている部分がありますので、その辺でもう少し、今田上はどのような状況かという部分はまたお話でも聞けたら、こちらのほうで分析がもし可能な部分があれば、少し検討させていただければなど。

11番（池井 豊君） わかりました。ありがとうございます。

議長（皆川忠志君） 今のに関連するのですけれども、以前ジェネリック薬品の促進ということで取り組んでいただいたと思うのですけれども、どういうふうに取り組んでいるのか、そこをちょっと、町としてのその取り組みの現状と。それから、本来そういうことがデータとしてとれるものなのですか。このジェネリックのほうにシフトしていますよと、そういうのがとれるものなのか、ちょっと教えていただきたいのが1点と。

それから、薬漬けといいますか、マスコミ等でもございますけれども、そういう役場がやる仕事というのは限度があるとは思っているのですけれども、そういう薬が死んでいると、たんす預金ではないのだけれども、もう薬があり過ぎて、使っていないというのが、そういうのが記事に載っています。私も恐らくそういう部分はあるのだろうなというふうに思っていますけれども、この辺の対策について何か考えていただけますか。

町民課長（鈴木和弘君） ちょっと手元に資料持ってこなかったのですけれども、ジェネリックについては年3回に実は、これは国保連合会というところで、新潟県全部一緒なのですから、そちらのほうに委託をして通知を差し上げて3年目ぐらいになるのでしょうか。一応結果、田上町としてはどの程度影響があるかという資料

をいただいています。今手元にちょっと持ってこなかったのですが、そういう集計は連合会の結果としてあります。年間何十万円程度です。まだなかなか、今当然ジェネリックにしましょうとやって、そうやって進めてくれるところがあるかと思うのですけれども、まだ少し、始めたばかりだという、ジェネリックになるものとならないものがあるかと思しますので、少しずつそういう部分が、国も今後もう少し力を入れるみたいな話もありますので、そういった部分、もう少し継続して行って、あと周知的な部分、それを連合会を通じて、要するに医療機関なりが薬剤師のほうにそれなりの通知が行っているかと思うのですけれども、うちのほうでもまたそういう部分、もしできるような部分があると。議長がおっしゃるようにたんすに置いておくというのはなかなか、もらうのではないというような難しい部分もあるかと思うのですけれども、その辺また少し、うちでなくても医療機関なり、そういう連合会を通じてできるものがあれば、それなりの要望していければなど考えております。

議長（皆川忠志君） おっしゃるとおりジェネリックの、医者に行くと張ってあるのですよね。ペーパー張ってあるので、これは医師会と本当に協力していただかないと、医療費ばかり増えて、それがその医師にとってはどういう影響になるかというのはちょっと私はわかりかねますけれども、町の財政を痛めることですから、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

もう一点だけ。今回の「きずな」で健康保険の関係のミスの関係、記事を出していただきまして、ありがとうございました。

それで、その後の処理というのはどういうふうになりますか。ちょっとそこだけお聞きしたい。

町民課長（鈴木和弘君） まだ正式に国から通知は来ておりませんが、恐らく年内なり、遅くとも1月ごろに来て、3月議会に補正を返還するという、補正の予算措置をさせていただきたいと思います。

議長（皆川忠志君） わかりました。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 私のほうから少し、余談的な話ではございますが、池井さんの絡みでちょっとお話しして、これが料金が上がる原因かなというようなことが一つありましたので、ちょっとだけ余談でお話しさせていただきますが、私耳鼻科にかかっておりまして、この間ものができて、治してもらったのですけれども、治りましたと行って、では先生、鼻も詰まるのだけれども、診てくれませんかと言ったら、レントゲンというか、管を刺して、内視鏡みたいに診るのですけれど

も、終わって料金がかからないのに、今までは2,000円だったのが3,000円くらいに、会計したのですけれども、そんなわけで、これもちょっと診てくれ、骨粗鬆症診ましようか、何か言って患者さんが幾つか増やすと、ぱっぱっぱと金額が上がるような気がするのです。だから、高齢者になってくると、何かしら心配の部分が出てくるものですから、ではついでにこれも診てもらおうか。では、これもお願いしますという、簡単にお医者さん、私はサービスにしてくれるかと思ったら、ほんの10秒か15秒ぐらいで終わるのが、ぽっとはね上がってくる。これは、すごいなと思ってみました。だから、そういう関係でやっぱり金額が上がってくるのではないかなというのを感じました。

以上でございます。

そのほかございませんでしょうか。

ないようですので、では議案第51号。52号のほうはどうでしょうか。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） では、52号の訪問看護事業特別会計についてちょっとお伺いしますけれども、訪問看護事業の時間外労働ということで、25万円ぐらいで少ないのですけれども、先ほどの民生費の中にもありましたけれども、職員が育休とか何かの関係で休まれて大変だと思うのですけれども、さっきも高額医療の関係も私も質問したのですけれども、いろいろな疾病とか何かで高齢者がそういう病気にかかる、だんだん増えてくると思うのですけれども、その看護師さんの対応がこれから非常に忙しくなってくる状況になると思うのですけれども、そこら辺、外注に出すのもいいのですけれども、人を採用しても看護師さんの採用はできないというような中身だと思ふのですけれども、その辺今後、その分がまた昨年みたいに年度末に職員の負担になるようなことが考えられるのですけれども、その辺の対応、どういうふうに考えているか、ちょっとお聞かせ願います。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 訪問看護の時間外については、育児休暇とか産休とか、一切関係ありません。あくまでもこれは終末、ターミナルの患者さんなり、どうしても休みだからといって、連休が続いたときに、休みなので行きませんというふうにはいかないような患者、重篤患者が多いわけで、そういう方については、土日は基本的には休みなのですが、それ以外の祭日の場合はやはり休まずに、訪問が必要な方についてはもう時間外対応ということで進められています。

また、ターミナル、終末患者については、近づいたときには、要するに取り組みに行かざるを得ないというのがありますので、そういう関係で時間外お願いするというようなことがあります。

あと、正規職員は看護師4名いまして、フルに動いていますが、不足分についてはそれ以外に臨時の看護師さんが3名いまして、その臨時の方もかなり動いてもらっているような状態であります。そのような状況、訪問看護については以上のような状況であります。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 社協のほうもいろいろ対応して大変だと思うのですが、私のうちの近間に、ある人が高齢者になって対応している方がすぐ近間におられるのですが、そういう方々の対応が土曜、祝日とかの関係ではなくて、社協の関係と、ちょっと私わからないので申しわけないです。その辺ちょっと休日対応とか何かの話なのですが、そういう絡みになるとちょっと私もわからない。お聞かせ願えれば。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 実は、社協さんでやっていらっしゃるの訪問介護、ホームヘルパー、介護のお手伝いというふうなことでありまして……

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 訪問看護ステーション。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 訪問看護というのは、あくまでも医療行為。病院に入院されている方が、自宅で病院のように入院したような形で過ごしてもらうための医師の指示に基づいて看護を行うというものでありますので、一応社協のヘルパーとはそもそも内容が違うものでありますので、多分あの方かなと……

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） それは、名前出す必要ない。

保健福祉課長（吉澤深雪君） あの方は重篤ではありません。逆に言うと、ご本人の希望で休日、どうしてもお願いしたいということで、その部分は必要ないのですが、本人、希望されているものですから、1カ月ぐらいの期間でありますので、今休みの対応というのは終末の方あるいは重篤な方でやはり定期的に行かざるを得ない、行かなければいけないというような方を訪問するということになります。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 私もちっと内容わからないで申しわけなかったのですが、社協との関係、訪問介護とか、その辺のあれで、では社協のほうは訪問看護のほうはやっていなくて、町のほうで看護のほう対応しているという中身の時間外ということになるんですね。わかりました。ありがとうございました。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにございませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、議案第51号、52号を終了します。

それでは、これより討論及び採決を行います。

議案第46号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり決しました。

次に、議案第48号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり決しました。

次に、議案第49号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり決しました。

次に、議案第50号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

それでは、これより議案第50号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり決しました。

次に、議案第51号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案

のとおり決しました。

次に、議案第52号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり決しました。

これで、町長提案の議案審査は全て終了いたしました。請願審査が残っておりますが、一旦休憩したいと思います。執行の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

午前10時12分 休 憩

午前10時28分 再 開

社会文教常任委員長（松原良彦君） 時間、10時半ということですが、皆さんおそろいのございますので、二、三分早くございます、これから始めたいと思います。

2番目ということで大変皆さんご苦労さまでございます。

それでは、請願審査の議事に入りたいと思います。

ただいまこの骨髓バンクのほうでございますが、骨髓バンク命のアサガオにいがたの会長さんでおられます丹後様、それからアサガオにいがたの田上町の高野さん、両ご夫妻がお見えになっております。ご紹介させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これより請願第4号を議題といたします。

この件につきましては、川崎委員が紹介議員になっておりますので、説明をお願いいたします。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 大変お疲れさまです。

それでは、骨髓バンク・ドナーの骨髓提供時の支援助成制度導入に関する請願の趣旨の説明を行います。

日本骨髓バンクは、事業開始から24年目を迎えましたが、ドナー登録者は全国45万人を超え、骨髓移植は全国で年間1,200件程度が実施されるまでに成長しました。

一方では、登録者の9割以上に白血球の型（HLA）が適合したドナー候補が見

つかっているにもかかわらず、実際に移植を受けられたのはそのうちの6割程度だそうです。その原因としては、提供する意思があっても仕事の都合で提供を断念せざるを得ない場合もあります。ドナー候補が実際に提供するに当たっては、家族や職場の理解と協力が不可欠でございますが、官公庁や大手企業などではドナー休暇制度が整備されていますが、片や中小企業、自営業、育児、介護をしている方々には、休むことが経済的な負担になり、簡単に時間がつくれない事情もあります。このような方々にも経済的に心配なく、ドナーになっていただけるよう支援するのがドナー助成制度でございます。ドナー候補が経済的な不安なく、骨髄提供ができる環境を整備するために、町にドナー支援助成制度を導入することをお願いするものであります。

以上、趣旨でございますが、参考までに隣の加茂市が平成23年の4月に立ち上げまして、平成25年の4月には新潟、胎内、五泉、燕、聖籠町、27年の4月には見附、新発田が導入しております。議会にかけられて導入が決まっております。

なお、このドナーの登録ですが、年齢は18歳から54歳までということで、体重が男は45キロ以上、女性が40キロ以上の方で、ドナー登録は2ミリリットルの採血を行うことにより、HLA型がコンピューターに登録されますが、片や提供できる年齢は20歳以上55歳未満ということだそうですけれども、ちょっとその辺が非常に厳しくなっているので、ぜひこのドナー支援助成制度導入をお願いするものであります。

以上、説明終わります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。川崎委員より大変詳しい説明がございましたけれども、皆様何かありましたら、ご質疑お願いいたします。

11番（池井 豊君） せっかく来ていただけるので、質問したいと思います。

資料もいただいておまして、骨髄提供は3泊4日の入院とか書いてありますが、こちらのものを見ますと7日とか8日とか、若干入院前後の休養とかもやっぱり必要になってくるのでしょうか。7日、8日、これこの田上町がもし設けるならば、見るともっとも胎内だけ8日だか、そういうような形になっていきますけれども、どのような日数、休養が必要かというところを具体的に聞かせていただければと思いますが。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 日数的な現状をどう捉えているか、ちょっと私

もあれなのですけれども、説明でせつかく来られているので、詳しいところ聞いたほうが良いと思います。委員長、申しわけないですけれども、よろしいですか。

社会文教常任委員長（松原良彦君） では、会長さんのほう、そこら辺、日数関係、わかりましたらお話しできますか。

請願者（丹後まみこ君） 入院に関してですけれども、そちらのほうはあくまでも平均値でありまして、およそ3泊4日の入院が必要だということなのです。

そのドナー候補になって、いざ提供という段になりますと、あらかじめ確認検査、健康診査ですか、入院する前に。事前にそういうのもありますし、最終同意という場面も出てきますので、それで大体7日間ぐらいはかかるということなのです。

議長（皆川忠志君） すみません。議長の皆川と申します。

よく献血で比重といいますか、軽い方は献血不可ということとか、あるいはC型、B型肝炎の方とかそういう、一番多いのはその比重の軽い方は、こういう方の骨髄というのはどういうものなのか、そこ参考のためになるかわかりませんが、そういう方というのは登録も難しいということなのではないでしょうか。

請願者（高野由美子君） 高野です。よろしくお願いします。

実際私提供したことあるのです、骨髄を。提供したことがあって、白血球というのは血液と全くもう関係なくて、貧血であろうが何であろうが、そのときはまず登録は関係ないのです、登録する時点では。登録して、2ミリリットルだけ血液をとって、それで白血球の型を調べるのです。型を調べて、それでデータベースを作るのですけれども、それで骨髄バンクと患者さんとマッチングというか、骨髄バンクに登録しているドナーさんと患者さんがマッチングすると、そこで改めてもう健康診断に入って、骨髄バンクの提供するレベルがもう普通の健康では提供できなくて、それ以上だめ、すごく厳しくて、それよりも相当並大抵の、あなたは健康ですと太鼓判押された方でないと、本当に提供できなくて、ちょっと腰痛があるとか、そういう方もだめですし、生活には全然支障はないのですけれども、ちょっと腰が痛いとかなんとかという方は、やめてもらったりとかして、もうドナーさん第一の健康、それこそ健康な方から提供していただけるので、ドナーさんの健康第一に骨髄バンクのほうは考えていて、その提供する基準がすごく高いのです、そのレベルというか。それを超えないと提供できなくて、そういうところでもみんなもう全ての健康診断をして、それで提供可能だとなると、そこからコーディネートが進んでいって、そのドナーさんに対してコーディネーターという方がついてくださるのですけれども、その方と調整していきながら、病院に行って、それこそ健康診断、一番最初に

医師との面談があって、それから健康診断があって、それで今度骨髄バンクというか、第三者を交えての最終同意、そこで判を押してしまうと、もう撤回はできないという、その3日間、半日ぐらいなのですけども、3日間があって、あと3泊4日の入院があって、合わせて7日間という感じになるのです。

これでよろしいでしょうか。

議長（皆川忠志君） すみません。ドナー登録といたしますか、これは私にというのが多いと思うのだけれども、実際にやると、実行といたしますか、非常にハードルが厳しいという、そういうことがあるということですね。わかりました。ありがとうございました。

7番（浅野一志君） そのドナーが与えるという人は、どんな病気になるのですか。

請願者（丹後まみこ君） 患者さんのほうは、白血病とか重症性病性貧血ですとか悪性リンパ腫、それから骨髄異形成症候群、あと白血病ではなくて、血液の病気ではない病気もちょっと少なからずありますけれども、移植を希望する患者さんの病名はそういった病名の方々です。

7番（浅野一志君） 実は、私の教え子が1人、留学生が1人、白血病で亡くなっていて、正直、このときやっぱりドナーなんかしなかったのですけれども、やっぱりできれば与えてほしいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

14番（小池真一郎君） いや、私も勉強不足で申しわけなかったのですが、今回この請願を見ている限りでは、この内容が患者となる人の経費の負担が非常に大変だから、私は少ないのかな、だからこの請願出したのかなという部分だと思っていたのですが、今話を聞くと、なる段階で非常にその審査が厳しいということで、今この実績を見たら、ああ、なるほどそういうことなのかなと思いましたけれども、ちょっと聞きたいのは、その予算が1人当たり2万円とかなんとかということになりますけれども、この経費で十分だと感じていらっしゃるのかどうなのか、その辺ちょっと気になった。この請願では、経費の負担も大変だということが書いてある割に、それ1人当たり2万円ぐらいだという負担で十分なのかどうなのかという、その辺はどう考えていらっしゃるのか。

請願者（丹後まみこ君） 平成23年に加茂市が全国初で導入したわけなのですけども、そのときに加茂市のほうで作ったのが1日当たり2万円と、拘束されるのが1日2万円というふうに条例で作って、それでその後、全国の大体115ぐらいの市町村で今導入しているのですけれども、加茂市の前例の右倣えみたいな感じになっているわけですが。ただ、新潟市は商品券10万円というふうに決めて、ドナー助成というこ

とでやっています。

(何事か声あり)

請願者(丹後まみこ君) 企業、例えば会社にお勤めの方がドナー候補になって、実際ドナーになったというほうには企業にも半分、1万円を助成するという、島根県の益田市というところはそういうふうにありますし、あと高知県の、これは民間なのですけれども、高知黒潮ライオンズクラブさんが基金を作って、当面自治体を実施するまでの期間という限定なのですけれども、そういう企業さんたちに、働いている人がドナーになった場合に助成金をやりますよというのを今年立ち上げたというのは聞いておりますけれども。

14番(小池真一郎君) わかりました。

請願者(高野 豊君) 補足として、その企業のほうにもちょっと支援なのですけれども、最初私もそういうふうにセットで考えたのですけれども、なかなか最初からそういうのは無理なので、今回そういう市町村のほうからちょっと助成制度を取り上げてやっているのですけれども、それでいろいろな企業回っている段階で、ドナーに選ばれた方にお金2万円はいいのですけれども、電気屋さんとか大工さんとか、従業員が選ばれて、忙しいと。いや、とても困るというので、やっぱり選ばれた方々で嫌な顔される方がたくさんいるのです。けれども、銀行さんにも私そう言われて、その補充するに、1週間なり通院とかそういうとき、やっぱりある程度企業のほうにお金払えば喜んでというところなのですから、では行ってこいという感じになるし、気持ちよく出させてもらえるので。

それで、やっぱり全国に年間千数百名の方が移植を望んでいて、ほんの45万人の中で見つかった人がただ1人で、その中でそういう人がせっかく選ばれて、最後の同意のとき、会社の社長が、えっ、大事な日に休むのかと言われてれば、やっぱりどうしようかというので、選ばれて断る方も結構いますので、そういうので企業のほうにも本当に喜んで、ドナーさんも喜ぶし、喜ぶという言い方あれなのですけれども、そういうもので、田上さんで、新潟県で、そういうふうにちょっと全体的に考えてもらえると非常にうれしいのですけれども。

社会文教常任副委員長(川崎昭夫君) ちょっと中身の2万円というのが妥当かどうか、その辺もあると思うのですけれども。私がさっき言ったように、普通大企業というのは年休も確保されているのですけれども、要するに中小企業が、日給幾らという方々がドナー提供に行く場合ある程度、さっきの20歳から提供できるのですけれども、例えばその辺の免許証とか、いろいろな関係とか、タクシー乗って行かないと

だめとか、交通機関、J Rを利用するとか、そういう部分いろいろ、これの負担額、そういうのを平均した額が私は2万円だと。それは時によっては5万円かかるかもしれないけれども、それで全国平均にすると、大体2万円ぐらいがちょうどいい額かなという、その掛ける1人、2人分予算をとっていただいて、ご協力願いたいという中身だと私は理解しているのですけれども。やっぱり低賃金の方が本当にドナーに提供したいのだけれども、行かれないという、その中身が私は一番濃い中身かと思っているので、その辺ちょっとお願いできればなというふうに、中身が濃い、もし違ったら説明してください。

11番（池井 豊君） 請願事項に金額入っていないのでいいのでは。

議長（皆川忠志君） 企業ということになると、これ全国で40万人の方ですよ、登録されている方。基本的には、企業には休暇を就業規則上に書くと。例えば親が死んだら1週間とか5日とか、いろいろ書いてあるわけです。役場の職員もそういうのは書いてあるのです。例えばそういう何かの大会に行くための休暇とか、企業によって、全部違うのです、種類が。これは、全国の40万人ということと、それから命にかかわるものですから、これについては全国的に法律の就業規則を定めるといいですか、そういうことも必要なのかもというふうに今思いました。私のところはそういうのがあったのですけれども、ないところもある。だから、金だけではなくて、そういう負担、会社自体が協力するというような運動も一つの方法としてあるのではないかなというふうに思っていますので、参考までに。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 私のほうからも一言なのですけれども、この請願事項の最後の文章にドナー支援助成制度、これはなかなか大きな見出しになっておりますものですから、私もこのソフト面のほう、これはどういうふうに考えているのかなというようなことでお聞きしたいなと思っていたのですけれども、今企業からの援助というか補助というか、助成ですか、そういう話も今初めてお聞きしましたけど、今紹介議員のほうから、とりあえず金額的に1日2万円くらいというようなお話も出ましたので、大卒のほうで内容はそうとしても、とりあえず他の市町村並みのようなことで決着していただかないと、なかなかこの議会も、この委員会もまとまらないのではないかと考えているのですけれども……

（何事か声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） わかりました。では、取り消しします。

それでは、いろんなことが考えられますけれども、なかなか問題がいっぱいあるというようなことでお含みいただきたいと思います。

あと、質問ある方。

それでは、質問ありませんようでございますので、請願第4号に対する質疑は終了いたします。

(何事か声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） では、説明員の方、これで終わりましたので、どうぞお帰りください。

(請願者退出)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 大変失礼しました。

それでは、これより討論及び採決を行います。

請願第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見ありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願を採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、請願第4号は採択と決しました。

それでは、この請願第4号については終了いたします。大変ご苦労さまでした。

それでは、局長、お願いいたします。

議会事務局長（中野幸作君） 一応皆様にご説明したいと思いますけれども、通常請願が採択されますと、ここで国とか県宛てに出す意見書を皆さんからごらんいただくという順番になるのですけれども、今回のこの件につきましては国、県が対象ではなくて、田上町長に対する要望なのです。したがって、この場合は地方自治法に基づく意見書は議会としては出しませんので、私どもの処理としては、今日は委員会で採択になったということですが、あす本会議で採決して採択になったとしたら、議会としては町長宛てに、議会でこういう請願が上がって、採択という結果になりましたという通知をしたいと思っています。これは、地方自治法にそういう規定がございます、ちなみに125条、ここに議会が採択した請願で町長において、もしそういうことが適当と認めるものは、これを送付することができるという規定があるのですけれども……

12番（関根一義君） これがというのは、この請願書を。

議会事務局長（中野幸作君） 請願、採択したと。それで、田上町長が、この請願に沿って措置したほうがいいですと議会が認めた場合はその旨を通知する、こういうの

を採択しましたというのを通知することができるという規定がございます。したがって、この地方自治法第125条の規定に基づいた通知を、採択された場合はしようと思っています。

以上、そういう運びになりますので、ご承知おきをお願いします。

議長（皆川忠志君） 前に、何かやったものがありましたよね。

議会事務局長（中野幸作君） はい。

議長（皆川忠志君） いつごろの話。

議会事務局長（中野幸作君） 今年のものではないのですけれども、この方法でやっているのは町道認定の場合。意見書とは、こういうのとは違うのですけれども、町道認定した場合は、今のこういう法律に基づいて長に通知しているのです。議会として町道認定しましたよというのを通知しているのです。それと同じような形をとること。

14番（小池真一郎君） 過去になかったかね。小学校とか。

議会事務局長（中野幸作君） この種のは、私ができる中ではないです。

12番（関根一義君） それで、局長わかったけれども、町長に対して意見書を提出するという方法はしてはならないのか。どういうことなのか。

議会事務局長（中野幸作君） それは、通常行う国、県に出すのは地方自治法第99条というのですけれども、ここに書かれているのは国会又は関係行政庁に提出することができるということで、地元の町というのとは関係行政庁ではないという考え方でして、したがって田上で何かやるのであれば、意見書出したりしないで、もっと別にふだんの議会活動の中で取り組めるでしょうという考え方なのです。

（何事か声あり）

議会事務局長（中野幸作君） 要望活動なり、いろんな活動、ふだんできるわけだしという考え方もいいのです。あえてやるとしたら決議、意見書ではなくて、議会としてこういうの、決議というのがたまにありますよね。決議はできるのです。だから、それは町長宛てとかではなくて、議会として、田上町にこれが必要だということを決議する。その結果を町長に通知すると。町長は、この意を受けて動くという、そういう考え方になってくると。

12番（関根一義君） わかりました。

社会文教常任委員長（松原良彦君） では、これで請願第4号については終了いたします。

終わります。

大変ご苦労さまでした。

午前10時58分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成27年12月14日

社会文教常任委員長 松原良彦